

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、令和5(2023)年9月現在、高齢者人口は133,006人、高齢化率は27.9%となっており、全国と同様に高齢化が着実に進展しています。

また、介護保険制度の施行状況について見ると、介護保険制度創設当初の平成12(2000)年4月と令和5(2023)年4月を比較しても、65歳以上被保険者数は約74,200人から約132,700人へと約1.8倍に増加し、サービス利用者は約7,000人から約25,000人へと約3.6倍に増加しています。高齢化が進む中で、多くの方が介護サービスを利用しており、今では、介護保険制度は無くてはならないものとなっています。一方で、介護保険料(基準額)は平成12(2000)年度から平成14(2002)年度までの第1期は3,366円でしたが、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの第8期は6,250円と、約1.9倍に上昇しています。

今後に関しては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年には、本市でも高齢者が133,926人、高齢化率28.4%となるなど、高齢化が進展することが予想されています。さらに、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年には、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、一般的に医療や介護サービスを利用する割合が高くなる85歳以上の高齢者が急速に増加することが予想されます(令和5(2023)年9月 23,574人→令和22(2040)年 37,921人(1.6倍))。また、認知症高齢者の増加や、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加も見込まれるところです。加えて、全国的には介護人材の不足も指摘されています。

本市ではこれまで、国の動向も踏まえつつ、令和7(2025)年に向け、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「医療」「介護」「予防」「住まい」そして「生活支援」が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めてきました。

国では、今般の介護保険制度の見直しに際し、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現を目指したこれまでの取組をさらに加速化させるとともに、令和22(2040)年を見据え、介護保険制度の財政的な持続可能性に加え、足下の介護人材確保と介護現場の生産性向上によるサービスの質の確保や基盤整備、職員の負担軽減を図り、サービス提供の持続可能性を高めることを目指しその方策を示しています。

本市においても、このような動きを踏まえながら、令和6(2024)年度からの新しい「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」を策定することとしました。

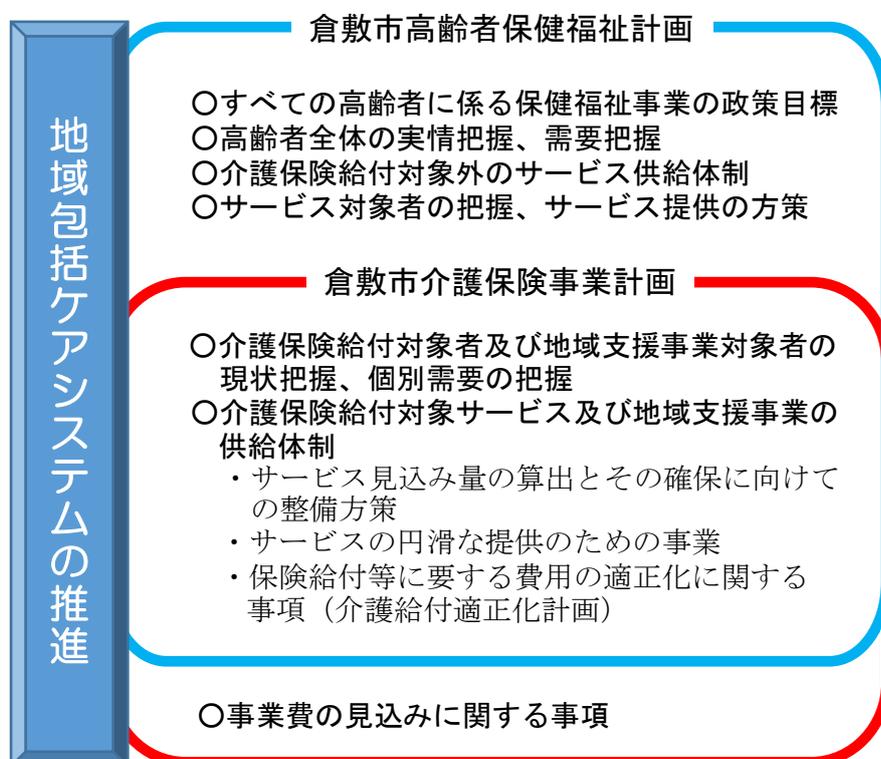
2 計画の位置づけ及び目的

倉敷市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画であり、その目的は、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる社会の構築にあります。

また、倉敷市介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく、要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画であり、介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

したがって、高齢者保健福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。

また、今回の両計画の見直しに当たっては、国の定める基本指針を踏まえ、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「岡山県保健医療計画」との整合性を図るとともに、「倉敷市第七次総合計画」や「倉敷市地域福祉計画」「倉敷市健康増進計画・食育推進計画」「倉敷市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画」「倉敷市障がい福祉計画」「倉敷市住生活基本計画」など、市の各種関連計画との整合性を図りました。

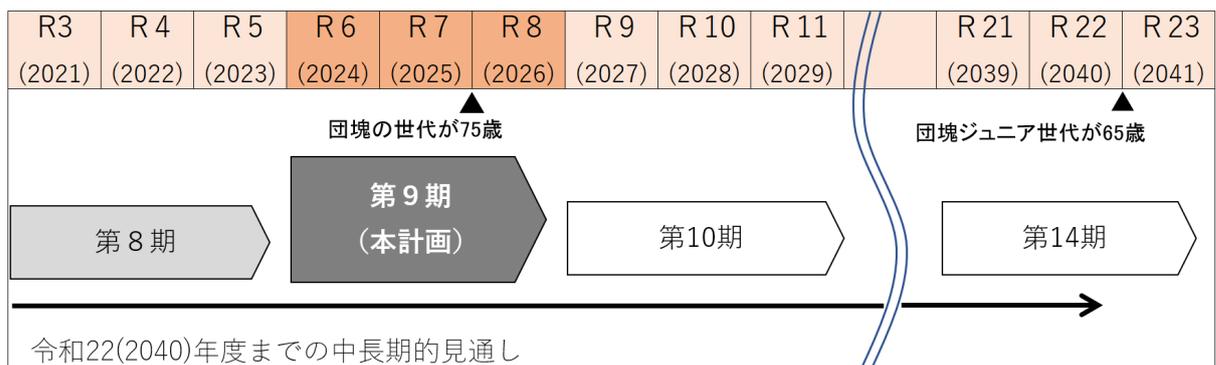


3 計画の期間及び進行管理

この計画は、令和6(2024)年度を初年度として令和8(2026)年度までの3か年を計画期間として策定するものです。

計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の把握や分析、今後の対応の検討等を行います。

特に、自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、①地域の実態把握・課題分析を行う、②目標を設定し、関係者で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成する、③計画に基づき取組を推進する、④目標に対する実績評価を行い、その結果を公表し、計画について必要な見直しを行うといったPDCAサイクルをまわすことが、介護保険制度の保険者としても重要です。このため、このような保険者機能の強化が図られるように留意しながら、計画の進行管理を毎年度行います。



4 計画の策定体制

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定に当たっては、本市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用等を把握し、今後の高齢者保健福祉施策に生かすため、調査を行いました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態になる前の、高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和4(2022)年12月にアンケート調査を実施しました。

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施概要

調査対象	令和4(2022)年12月1日現在、市内に住所を有し、要介護認定を受けていない65歳以上の市民および要支援1・2の認定を受けている65歳以上の市民の中から日常生活圏域別に比例配分で作無作為抽出した14,000人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4(2022)年12月12日(月)～12月28日(水)
回収結果	配布数:14,000件、有効回収数:8,403件(有効回収率:60.0%)

(2) 在宅介護実態調査

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた、介護サービスの在り方を検討するため、令和4(2022)年11月から令和5(2023)年2月にアンケート調査を実施しました。

●在宅介護実態調査の実施概要

調査対象	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている人であって、認定調査の対象となる人
調査方法	認定調査員による聞き取り調査
調査期間	令和4(2022)年11月1日(火)～令和5(2023)年2月28日(火)
回収結果	716件

(3) 計画素案の公表、市民からの意見募集（パブリックコメント）

令和5(2023)年12月に計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

●パブリックコメントの実施概要

実施方法	・市ホームページ掲載 ・本庁健康長寿課、介護保険課、情報公開室、市保健所健康づくり課、児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課、庄・茶屋町・船穂の各支所、くらしき健康福祉プラザ、倉敷北高齢者福祉センター、有城荘、船穂町高齢者福祉センター、まきび荘、各憩の家へ素案冊子設置
意見募集期間	令和5(2023)年12月12日(火)～令和6(2024)年1月11日(木)
意見提出者数	4名(意見総数:6件)

(4) 審議会での審議

計画案を検討する場として、倉敷市社会福祉審議会に「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会」を設置し、令和5(2023)年7月から令和6(2024)年1月まで計5回の審議を行いました。

この専門分科会には、保健・医療・福祉・介護の関係者のほか、老人クラブの代表者、学識経験者、公募による市民の代表にも参画いただき、21名の委員にさまざまな見地からの議論をいただきました。

(5) 幹事会及びワーキング部会の設置

庁内関係部局の代表者7名で構成する「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会」及び局内関係部課等の代表者12名で構成する「ワーキング部会」を設置し、計画素案を作成しました。これらを通じて、関係部課との連携を図りながら計画内容について意見交換を行いました。

